

## 令和8年度以降の高等学校授業料等への支援

奈良県で育つこどもたちが、ご家庭の経済的状況にかかわらず、自らが希望する進路を選択できるよう令和6年度から、県独自の高等学校授業料等への支援制度を大幅拡充するなど、ご家庭の負担軽減に努めてきました。さらに令和7年度には、国の支援制度拡充により、国公立高等学校は所得制限のない無償化が実現しました。

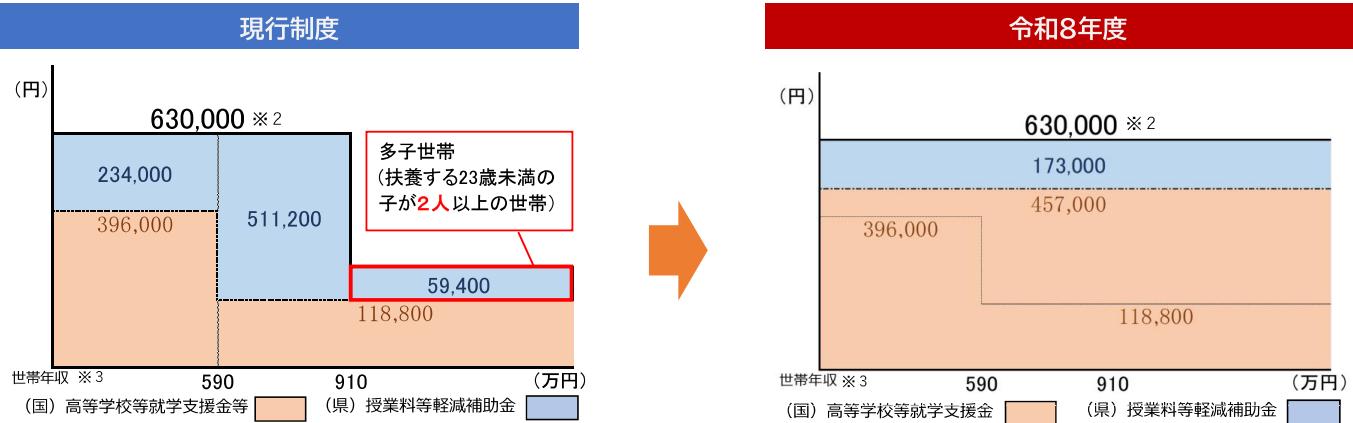
今後、私立高等学校授業料への国の支援制度のさらなる拡充を前提として、**県独自の高等学校授業料等への支援制度についても、令和8年度から所得制限を撤廃し、全世帯に対して実質無償化を実施します。**

1. 対象世帯 県内に保護者が在住し、こどもが県内の私立高等学校等に通う世帯

2. 拡充内容 **所得制限を撤廃し、全世帯に対して、国の就学支援金と合わせ、最大63万円を支援**

→ 今後は、国の制度拡充内容も踏まえ、詳細な制度設計を行い、**令和8年度予算（案）に必要な額を計上する予定**

【私立高等学校等※1（全日制・定時制）の支援イメージ】



※1 私立高等学校・私立専修学校(高等課程(3年制))(通信制高校については、県内に設置された県の認可校に限る)

※2 通信制は32万1000円

※3 世帯収入は、両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合の目安

## 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる「給食無償化」）について

**【概要】**物価高騰等の影響を受ける学校給食費への予算補助により、保護者負担の軽減を通じた子育て世帯への支援につなげるもの（令和8年4月から小学校を対象として実施）

**【補助対象経費】** 公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）の学校給食費

**【補助額】** 給食実施校の在籍児童1人あたり

市町村立学校 月額5,200円（※）×11ヶ月分を国1/2、県1/2で負担

特別支援学校 月額6,200円（※）×11ヶ月分を国1/2、県1/2で負担

※ 基準額：令和5年度学校給食実施状況調査における平均額（約4,700円）に近年の物価動向を加味して設定

\* 基準額を下回る市町村についてはその金額を補助

\* 令和8年度当初予算案に計上予定

[令和7年5月1日現在の学校給食費（食材費相当額）が基準額を超える市町村]

6市3町6村

奈良市、天理市、桜井市、五條市、香芝市、葛城市、田原本町、大淀町、下市町、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村

（令和7年度奈良県学校給食実施状況調査結果）

**【補助の流れ】** 都道府県が国へ交付金を申請 ⇒ 国からの交付金に都道府県負担分を合わせて市町村へ交付

# 県民くらし相談センターを設置します

～相談や啓発等の機能を集約し、県民目線の支援を一体的に実施～

## 令和8年4月に、県民くらし相談センターを設置します

- ・「消費生活」、「男女共同参画」、「ひとり親家庭等」、「外国人」、「LGBTQ」に関する相談や啓発・情報発信を集約し、ワンストップで実施することにより、県民の利便性を向上
- ・上記のような多分野に一つの組織で対応するのは、**全都道府県で初めて**

### 現行（センター名と所在地）

- ・消費生活センター（シルキア奈良2F）
- ・女性センター（東向商店街内）
- ・スマイルセンター（奈良労働会館2F）
- ・外国人支援センター（シルキア奈良2F）

### 令和8年度～

県民くらし相談センター



### ○県民くらし相談センターの概要

- 所在地 奈良市高天町 近鉄高天ビル 2・3・5・6F  
近鉄「奈良」駅と地下道で直結徒歩1分
- 開館日時 月～土（日・祝及び年末・年始は休館）9：00～17：00
- 相談受付 消費生活相談：月～金  
女性・ひとり親家庭等・外国人相談：火～土  
9：00～16：30  
男性相談：月2回、LGBTQ相談：月1回
- 延床面積 700.46m<sup>2</sup>

## 県民くらし相談センターを設置します

～相談や啓発等の機能を集約し、県民目線の支援を一体的に実施～

### ○背景・目的等

#### 背景

##### ○多様な人が生きやすい社会づくりの必要性の高まり

- ・男女共同参画の意識の向上
- ・ひとり親家庭等家族のあり方の多様化
- ・在住外国人の増加
- ・デジタル技術の浸透による消費者問題の複雑化 など

##### ○社会の変化により県民が抱える課題も複合化・多様化

#### 目的

消費生活センター、女性センター、スマイルセンター、外国人支援センターがそれぞれ個別に行っていた相談や啓発・情報発信を集約し、ワンストップで実施することにより、県民の利便性の向上を図る

### 設置の効果

##### ○各分野の専門性を維持しつつ、複合的な問題を抱える県民の相談にワンストップで迅速に対応

例：消費者トラブルと離婚問題を同時に抱える方やひとり親の外国人の相談に、複数分野の相談員が連携して対応

##### ○新たな対象への啓発・情報発信を通じ、より幅広い層の県民に必要な情報を届け

例：情報コーナーで多分野の情報を一体的に発信  
ひとり親家庭や外国人等を対象とした、消費者被害防止のための啓発を実施

# 『こども

2026年  
12月25日  
施行予定



# 性暴力防止法』

## がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

### 事業者に求められる取組

✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか  
こども家庭庁

詳細は裏面および  
こども家庭庁HPをご確認ください  
国民の皆様向けの  
動画やリーフレットを掲載しています



## 法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

### 義務対象

- ・学校
- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設
- など

### 認定対象

- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾
- ・スポーツクラブ
- など



### 認定を受けた事業者は

こども家庭庁が  
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

## こどもたちを性暴力から守るためにの取組

### ✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・子どもの心身の状況の日常観察
- ・相談窓口の設置・周知
- ・子どもへの面談・アンケート
- ・従事者への研修

など



### ✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、子どもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・子どもの保護・支援
- ・調査などの実施

など



### ✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

子どもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

#### 特定性犯罪の例

※成人に対する性犯罪を含む

##### 不同意わいせつ



##### 痴漢



##### 盗撮



など

**対象業務** 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、子どもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

#### 必ず対象となる業務

- ・学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
- ・保育所 園長、保育士

#### 実態を踏まえて対象とするか判断する業務

- ・事務職員
- ・スクールバス運転手
- ・警備員

事業者は、子どもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

## 子どもと接する業務に就かせないなどの対応



# 【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること**等を義務付ける。

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

### 対象事業者

#### 学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

#### 民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

#### 学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

#### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### ① 日頃から講ずべき措置

- ・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・児童等が**相談を行いややすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・研修(第8条等)

#### 初犯防止対策

#### ③ 特定性犯罪前科の有無の確認

#### 再犯防止対策

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    - ➡ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・情報の秘密保持義務(第39条)

#### ② 被害が疑われる場合の対応

- ・調査(第7条第1項等)
- ・被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

#### 防止措置

#### ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

## 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告微収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日:令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

2

こどもみんな  
こども家庭庁

別紙

## こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール(イメージ)

	R 7年度		R 8年度	
	前半	後半	前半	後半
準備委員会	関係府省庁との協議・意思決定(随時開催)			
下位法令・ガイドライン	有識者検討会(こども家庭庁) 4-6月 ・論点の議論を一巡		夏～秋 ・関係団体ヒアリング ・中間とりまとめ	年内目途 ・ガイドライン、マニュアル、研修教材の検討・策定
	事業者等への周知広報			
執行体制	執行体制の検討、事務マニュアル等の整備等		執行体制確立	
システム	システム要件定義・設計・開発等		テスト等	
その他の課題	3年後見直しを含め、関係省庁において検討を進め、順次対応			